

政策会議付議事案書 (平成29年4月25日)

提案課名 文書法制課  
報告者名 栗原 裕二

<p>事案名</p>	<p>秦野市個人情報保護条例の一部を改正することについて</p>	<p style="text-align: right;">有</p> <p>資料 無</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl;">目的・必要性</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)は、平成25年5月に公布されており、本市においても関連条例の整備を行い、運用を開始しています。</p> <p>平成27年9月には、個人情報の保護に関する法律(以下「保護法」という。)及び番号法の一部を改正する法律が公布され、同日から段階的に施行されていますが、そのうち、本年5月30日に施行される番号法の規定により、条例(本市においては、秦野市個人番号の利用事務を定める条例)に基づき独自に個人番号を利用する場合においても、情報提供ネットワークシステムを利用した情報の照会・提供事務が可能となります。</p> <p>そこで、条例で規定した事務について、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携の記録を訂正した場合において、その旨を総務大臣及び情報照会者又は情報提供者に通知するものとする(法定事務に係る記録の訂正については規定済み)必要が生じたため、秦野市個人情報保護条例の一部を改正するものです。</p>	
<p style="writing-mode: vertical-rl;">経過・検討結果</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成25年5月 番号法の公布(これを受け、「秦野市個人番号の利用事務を定める条例」及び「秦野市個人情報保護条例及び秦野市情報公開条例の一部を改正する条例」を平成27年第3回定例会に上程し、同年10月に公布)</li> <li>2 平成27年9月 保護法及び番号法の一部改正法の公布</li> <li>3 平成28年1月 個人番号の利用開始</li> <li>4 平成29年7月(予定) 地方公共団体間で情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携の開始</li> </ol> <p>なお、県央他市では、相模原、座間及び綾瀬市においては、改正済み。これら以外は、平成29年第2回定例会以降に改正予定。</p>	

<p>決定等を要する事項</p>	<p>情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携の記録を訂正した場合において、その旨を総務大臣及び情報照会者又は情報提供者に通知するものとするとともに、条例で引用する番号法の条項に移動が生じたため、条例を改正すること。</p>
<p>今後の取扱い</p>	<p>平成29年6月 平成29年第2回定例会に条例改正案を上程（施行期日は、公布の日）</p>

## 秦野市個人情報保護条例の一部を改正することについて

## 1 改正の趣旨

平成25年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）が公布されたことを受けて、平成27年第3回定例会において、本市が利用する個人番号に係る事務を定めるため、「秦野市個人番号の利用事務を定める条例」を制定するとともに、実施機関が保有する特定個人情報の適正な取扱いを確保する等のため、「秦野市個人情報保護条例」及び「秦野市情報公開条例」の一部を改正しています（同年10月公布）。

平成27年9月には、個人情報の保護に関する法律及び番号法の一部を改正する法律が公布され、同日から段階的に施行されていますが、そのうち、本年5月30日に施行される番号法の規定により、条例（本市においては、秦野市個人番号の利用事務を定める条例）に基づき独自に個人番号を利用する場合においても、情報提供ネットワークシステムを利用した情報の照会・提供事務が可能となります。

法定事務に係る情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携の記録を訂正した場合において、その旨を総務大臣及び情報照会者又は情報提供者に通知するものとする規定は既に存在しますが、条例で規定した事務に係る規定を新たに追加する必要が生じたため、秦野市個人情報保護条例の一部を改正するものです。

## 2 改正案の主な内容

## (1) 通知先の追加

条例事務<sup>\*1</sup>（地方公共団体が独自に条例で定め、情報連携する事務）について、情報提供等記録（情報のやり取りを行った際の項目や日時などの記録）の訂正を行った場合に、総務大臣及び情報をやり取りした相手方に訂正の事実を通知する規定を追加します（法定事務<sup>\*2</sup>については規定済み）。＜改正部分：第32条の2＞

【条例事務<sup>\*1</sup>：小児等医療費助成など、法定事務<sup>\*2</sup>：生活保護事務など】

## (2) 引用条項の移動

番号法の引用部分等を整理します。＜改正部分：第2条、第33条＞

<改正部分概要>

条番号	現行	改正案	改正理由
第2条第8号	「番号法第23条第1項及び第2項」	「番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）」	番号法改正に伴う、引用部分等の整理
第33条第1号オ	「番号法第28条」	「番号法第29条」	
第32条の2	「又は情報提供者」	「若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者 <sup>*3</sup> 若しくは条例事務関係情報提供者 <sup>*4</sup> 」	番号法改正に伴う、通知先の追加

【条例事務関係情報照会者<sup>\*3</sup>】

- ・番号法第9条第2項の規定に基づき条例で定めた独自利用事務のうち、国の個人情報保護委員会の要件を満たし、承認を受けた事務（条例事務）で情報照会をする者

【条例事務関係情報提供者<sup>\*4</sup>】

- ・条例事務関係情報照会者に対し条例事務を処理するために必要な特定個人情報を提供する者

3 施行期日

公布の日

政策会議付議事案書 (平成29年4月25日)

提案課名 こども育成課  
報告者名 曾我 明正

事案名	秦野市立沼代児童館の廃止及び建物の無償譲渡について	㊦ 資料 無
目的・必要性	<p>児童館は、児童の心身ともに健やかな育成の場とするとともに、児童と地域住民との交流の場とすることを目的として、市内に16施設(児童センター、児童室を除く)設置し、未就学児童やその保護者、小中学生、地元自治会等により利用されています。</p> <p>児童館については、秦野市公共施設再配置計画(平成23年3月策定)において、地域に無償譲渡する方針が示されており、譲渡後も地域の公共的施設として、児童の育成増進機能を継承させることを前提として、譲渡についての検討することとしています。</p> <p>このうち、地域への譲渡について打診のあった「沼代児童館」について、地元の沼代自治会連合会と譲渡についての協議を行い、本年8月を目途に譲渡するものとして手続きを進めていくことを平成28年2月、相互に確認しました。</p> <p>そのため、「沼代児童館」を廃止するとともに、「小規模地域施設の無償譲渡に関する要綱」(平成28年3月策定)に基づき、建物については無償譲渡、土地については無償貸付とし、譲渡後は、児童館的役割を備えた地域の自治会館として、その役割を果たしていただくものです。</p> <p><b>【沼代児童館の概要】</b></p> <p>1 土地(市有地を無償貸付)</p> <p>(1) 所 在 秦野市堀西482番地の3</p> <p>(2) 面 積 309.30㎡</p> <p>(3) 地 目 宅地</p> <p>2 建物</p> <p>(1) 構 造 木造スレート葺2階建て</p> <p>(2) 延床面積 198.43㎡</p> <p style="padding-left: 40px;">1階 136.33㎡</p> <p style="padding-left: 40px;">2階 62.10㎡</p> <p>(3) 建 築 年 平成11年</p> <p>(4) 残存価額 6,447,420円</p>	

経過・検討結果	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成23年3月 「秦野市公共施設再配置計画」策定（公共施設再配置推進課）</li> <li>2 平成28年2月 沼代自治会連合会より「沼代児童館」の譲渡に伴う補修等の要望</li> <li>3 同年3月 「小規模地域施設の無償譲渡に関する要綱」（公共施設再配置推進課）を制定</li> <li>4 同年8月 沼代自治会連合会が法人格（認可地縁団体）を取得</li> <li>5 平成29年3月 平成29年度予算において、沼代自治会連合会からの要望を踏まえた修繕の予算を確保</li> </ol>
決定等を要する事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 沼代児童館を廃止すること（秦野市立児童館条例の一部を改正し、「沼代児童館」の項を削除）。</li> <li>2 同条例の施行日を規則で定める日（平成29年8月19日予定）とすること。</li> <li>3 沼代児童館の建物を無償譲渡し、土地を無償貸付すること。</li> <li>4 譲渡日を上記2と同じ日とすること。</li> <li>5 譲渡後は、その建物の1階を児童室スペースとして無償で市が借用し、児童厚生員を配置することで、児童館機能を継続させることとすること。なお、光熱水費は、沼代自治会連合会と分担とすること。</li> </ol>
今後の取扱い	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成29年4月～ 沼代児童館の無償譲渡に伴う改修工事</li> <li>2 同年6月 平成29年第2回定例会において、秦野市立児童館条例の一部改正及び不動産（建物）の無償譲渡の議案を提出</li> <li>3 同年8月19日（予定） <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 土地、建物について行政財産の用途廃止（行政財産から普通財産へ）</li> <li>イ 沼代自治会連合会から普通財産（土地）借受申込書の受理（土地は無償貸付）</li> <li>ウ 沼代自治会連合会へ不動産（建物）を無償譲渡</li> </ol> </li> </ol>

資料 1

位置図



